

公告 第5-14号
令和6年2月20日

被保険者各位

ベンチャーバンク健康保険組合
理事長 日根 弘樹

健康保険組合同規約の一部変更について

令和6年2月19日開催の第23回組合会において、ベンチャーバンク健康保険組合同規約の一部変更について承認されました。

健康保険法施行令第3条第2項の規定により、公告いたします。

記

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条中

「株式会社ベンチャーバンクインフィット 東京都中央区」を削る。

附 則

この規約は、令和5年9月1日から施行する。

以上